

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月27日
【会社名】	ミガロホールディングス株式会社
【英訳名】	MIGALO HOLDINGS, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中西 聖
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー41階
【電話番号】	03-6302-3011
【事務連絡者氏名】	取締役 岩瀬 晃二
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー41階
【電話番号】	03-6302-3627
【事務連絡者氏名】	取締役 岩瀬 晃二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、2024年6月25日開催の当社第1回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日  
2024年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金45円 総額 328,352,535円

ロ 効力発生日

2024年6月26日

第2号議案 取締役及び監査役の報酬額決定の件

当社は、2023年10月2日の設立時定款において、最初の定時株主総会の時までの期間、取締役の報酬額は、年額300,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬額は、年額30,000千円以内と定めておりました。あらためまして、最初の定時株主総会である本総会におきまして、取締役及び監査役の報酬額の決定をお願いするものであります。報酬額につきましては、取締役の報酬額を年額300,000千円以内、監査役の報酬額を年額30,000千円以内にそれぞれ決定させていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来通り使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、現在の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）、監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）であります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 剰余金の処分の件	50,688	75	-	（注）	可決 94.90
第2号議案 取締役及び監査役の報酬額決定の件	50,248	524	-	（注）	可決 94.07

（注）出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上